

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存ずることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人間普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を願ひ、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と友好関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇
第一条 天皇は、日本國の象徵であり日本國民統合の象徵であつて、この地位は、主権の存する本國民の統一に基く。
第二条 皇帝は、世襲のものであつて、國会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。
第三条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。
第四条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為を行ひ、國政に関する権能を有する。
第五条 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を委任することができる。
第六条 皇室典範の定めるところにより、攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその國事に関する行為を行ふ。この場合には、前項第一項の規定を準用する。
第七条 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
第八条 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
第九条 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行為を行ふ。
一、憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。
二、國会を召集すること。
三、衆議院を解散すること。
四、國會議員の總選挙の施行を公示すること。
五、國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の任命を認証すること。
六、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を認証すること。
七、榮典を授与すること。
八、批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九、外國の大使及び公使を接受すること。
十、儀式を行ふこと。
第十八条 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
第十九条 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行為を行ふ。
一、憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。
二、國会を召集すること。
三、衆議院を解散すること。
四、國會議員の總選挙の施行を公示すること。
五、國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の任命を認証すること。
六、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を認証すること。
七、榮典を授与すること。
八、批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九、外國の大使及び公使を接受すること。
十、儀式を行ふこと。
第十二条 国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戰争による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄す。
第十三条 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、認めない。

第三章 國民の権利及び義務
第十一条 國民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。
第十二条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて、これを保証する。國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のための利用する責任を負ぶ。
第十三条 國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。
第十四条 國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社會的身分又は門地に依らず、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。
2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 荣誉、勲章その他の榮典の授与は、いかなる特権も伴はない。榮典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力有する。
第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の権利である。
2 全ての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
4 全ての選挙における投票の秘密は、これを侵害してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穏に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵害してはならない。
第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から日本を受ける、又は政治上の権力を行使してはならない。
2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 國及びその機關は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない。
第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 檢閲は、これをしとはならない。通信の秘密は、これを侵害してはならない。
第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
2 何人も、外國に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵害する。
第三章 婚姻
第十四条 婚姻は、男女の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、男女の協力により、維持されなければならない。
第二十五条 集偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項には、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。
第二十六条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国民は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
第二十七条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受け權利を有する。
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
第二十八条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2 異業種就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
児童は、これを酷使してはならない。
第二十九条 勤労者のための権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
第三十条 財産権は、これを侵害してはならない。
2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
3 私有財産は、正当な借貸の下に、これを公共のために用ひることができる。
第三十一条 国民は、法律で定めるところにより、納税の義務を負ふ。
2 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他刑罰を科せられない。
第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
2 何人も、何人も、執行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ自由となつてある犯行を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
第三十三条 何人も、自己の申立てによる犯行を有する司法官憲が発し、且つ搜索する場所及び押収物を明示する令状によらなければ、侵されない。
第三十四条 何人も、真由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人の弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
第三十五条 何人も、自分の住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収物を明示する令状によらなければ、侵されない。
第三十六条 何人も、自己の申立てによる犯行を有する司法官憲が発し、且つ、公務員による問題及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。
第三十七条 すべての事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
2 何人も、トドケの証人に對して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手段により手人を求める権利を有する。
3 刑事被告人は、場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼するときは、國でこれを附する。
第三十八条 何人も、自己の申立てによる犯行を有する司法官憲が発し、且つ、強制、拷問若しくは追による自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを認めることができない。
3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
第三十九条 何人も、死刑の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
4 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。
第四章 國會
第四十一条 國會は、國の最高機関であつて、國の唯一の立法機関である。
第四十二条 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。
第四十三条 両議院は、全國民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。
第四十四条 両議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社會的身分、門地、教育、財産又は收入によつて差別してはならない。
第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。
第四十六条 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに、議員の半数を改選する。

harappa映画館 #33 2020.2.15 sat

スペースアストロ 弘前中三8F 10:30『誰がために憲法はある』

[青森県弘前市土手町49-1]

◎チケット取扱

弘前中三、まちなか情報センター、弘前大学生協
コトリcafe（弘前市立百石町展示館内）

◎チケット※各回入替制

1回券 前売 1,000円 当日 1,200円 学生・会員 500円

3回券 2,500円 前売りのみの取扱

主催 / NPO法人 harappa（弘前市市民参加型まちづくり1%システム活用事業）

予約・問合せ / harappa事務局 0172-31-0195(平日9時~17時), post@harappa-h.org



ドキュメンタリー最前線2020

—憲法映画祭

戦後70年以上の時間、私たちは日本国憲法のもと、平和な日々を、また基本的人権や表現の自由を当然のものとして過ごしてきました。しかし、世界に目を向けるとき、私たちが当然のこととしている、平和、人権、表現の自由を制限されている国や人々が多数いることに気付きます。

近年、この国は、他の国や地域で戦火を交えることが可能な国になろうとしています。さらに、国内外の歴史認識の違いが顕著になり（慰安婦問題や徴用工問題はその一例です）、そのことが表現の自由に対する制限をもたらす状況を顕在化させたことは、ご存じのとおりです。

ドキュメンタリー映画の魅力は、私たちの周りに起っているさまざまな事象を通して、世界と向き合っています。そこでは画面に登場する人たちの人間性も、否応なく描かれるでしょう。

その国が目指すべき姿、あるべき姿、理想とする姿が、憲法には書き込まれています。今回上映する3本のドキュメンタリー映画とそこに登場する人たちの発言を通じて、私たちの国のあるべき姿と世界の状況を考えいただければ幸いです。

誰がために憲法はある

監督：井上淳一 / 2019年 / 71分



(C) 「誰がために憲法はある」製作運動体

女優の渡辺美佐子自らが中心メンバーとなりスタートさせた、原爆の悲劇を伝える朗読劇。ベテラン女優たちとともに全国各地を回り公演を続けてきたこの朗読劇は2019年で幕を閉じるが、87歳になる渡辺は新たな試みに臨んでいる。

芸人・秋元ヒロが20年以上舞台で演じ続けてきた、日本国憲法を擬人化した一人語り「憲法くん」。「憲法くん」に扮した彼女は、魂をこめて日本国憲法前文を朗読する。

主戦場

監督：ミキ・デザキ / 2018年 / 122分



(C) NO MAN PRODUCTIONS LLC

日系米国人のミキ・デザキは、太平洋戦争中の慰安婦問題に関する自分の疑問を解消するために、歴史認識が異なる約40名の日本、韓国、米国のジャーナリスト、歴史学者、政治家、法学者、元慰安婦、活動家、市民運動家などに取材する。彼は左右を問わず、さまざまな意見を公平に描こうとする。半島と列島の関係を背景にして、ヒステリックに発言する人、冷静沈着な発言者、冷静を装って馬脚を表す人、他人の意見に耳を傾けない人など、多様な人間模様が描かれる。

ヤクザと憲法

監督：土方宏史 / 2016年 / 96分



(C) 東海テレビ放送

この映画の主題を突き詰めれば、「ヤクザに基本的人権は認められるか」ということだ。反社会的勢力は公共の福祉に反する、善良な市民を脅かすという理由から、子供の給食費を払うための銀行口座の開設を断られ、直接支払いに出向くこともままならないヤクザが、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、犯すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる」（日本国憲法第11条）と主張するが…。

◎チケット予約

harappa ウェブサイトの専用フォームからお申込みいただくか、件名に「harappa 映画館」とし、お名前、電話番号、メールアドレス、希望枚数を記載の上、電話または E-mail にてご予約ください。

電話 0172-31-0195（平日 9 時～17 時）

E-mail post@harappa-h.org URL <http://harappa-h.org>

◎車でお越しのみなさま

中三徒町駐車場およびスカイパーク駐車場をご利用の際は、弘前中三店内でお買上げ金額 1 円以上で、3 時間サービスとなります。本上映会チケットはサービス適用外となりますので、ご了承ください。